

## 月形町地域おこし協力隊(農業研修員)の概要

月形町は、北海道空知管内の南西部に位置し、札幌市との距離は45kmで、車だと約1時間。基幹産業は稲作を中心とした農業で、メロン、スイカ、かぼちゃ、ミニトマトなど果菜類のほか、切り花の産地でもあります。月形町の農業の担い手として、就農する意欲のある方を支援します。

### 《町が求めるもの》

- ① 将来、町内で新規就農、定住を目指す人材
- ② 地域活動等へ積極的に参加する人材
- ③ その他地域おこしに意欲的な人材



### 《主な活動内容》

月形町職員、町民、関係団体と連携して農業研修を行いながら、農業の現場における担い手不足や地域活動の衰退等の課題解決に向けた活動を行います。

- (1) 農業研修員として施設園芸作物（花き、ミニトマト、トマト、メロン、カンロ、スイカ等）農家の農作業等に従事しながら、就農に必要な知識や技術を習得。冬季は座学等の研修を実施
- (2) 実践研修を行う実習農場の除草及び除雪等の維持管理を行う。
- (3) 地域農業の振興と地域活性化に関する調査及び研究
- (4) 居住地域の一員として地域活動等へ参加
- (5) 活動状況（農業研修の状況）、町の話題、観光情報等の情報発信（週1回程度）

### 1 対象者

次の掲げる要件を全て満たす方を対象とします。

- (1) 総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域は除く。）に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- (2) 原則年齢22歳以上55歳未満の方で、配偶者又は18歳以上65歳未満の同居の親族を有する方 ※年齢要件に該当しない方は事前にご相談ください。
- (3) 農業に興味があり、期間終了後は月形町で独立就農する意欲のある方
- (4) 地域活性化に関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許及び自家用車を持っている方
- (6) 傷害保険及び個人責任賠償保険又はこれらと同等の保険に加入（地域おこし協力隊として活動を開始するまでに加入）し、活動中に怪我や実習先で機械破損等があった場合、当該保険を充てることを承諾できる方
- (7) 心身ともに健康で、地域の方々とともに誠実に活動を行える方

### 2 雇用形態

- (1) 月形町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、月形町長が委嘱します。

(2) 月形町との雇用契約は結びません。

### 3 委嘱期間

原則2年間（町が必要と判断した場合は、最長3年間まで延長可能）※年度ごとに更新

### 4 活動時間

目安として週37時間30分（季節によって変動があります。）

### 5 待遇・福利厚生等

(1) 活動の対価

隊員1人につき月額291,500円（左記金額から所得税が差し引かれます。）

(2) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は適用されません。

(3) 住居

町が用意する住宅に入居していただき、敷金、礼金等を除く家賃については町が負担します。（家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費等は自己負担。また、月形町への転入に伴う交通費、引っ越し費用についても自己負担となります。）

(4) 車借上げ

活動に必要な車両は自家用車（任意保険加入）を使用していただきます。なお、原則1組2台までとし、1台につき月額2万円を借上料と燃料費として支給します。

(5) 通信費

活動状況（農業研修の状況）、町の話題、観光情報等を情報発信する際は個人のパソコン又はスマートフォン等を使用していただきます。なお、原則1組につき月額5千円を借上料と通信費として支給します。

(6) その他活動費

- ・ 農業大学の研修等の活動に必要な費用として1組につき20万円（1回限り）を支給します。（月形町新規就農者等招致促進条例に基づく新規就農実習者の認定を受けた場合）
- ・ 隊員としての活動実績が1年以上で条件を満たす場合、起業等支援補助金の交付を受けることができます。（1人につき100万円まで、10割補助、一年度限り）
- ・ 実習農場での実践研修に係る費用（光熱水費、種苗費、肥培管理費等）は、自己負担となります。

(7) 副業

活動に支障のない範囲での副業は可能です。

### 6 お問い合わせ先

まんまるはーと月形町



〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町役場農林建設課農政係

TEL 0126-53-2322 FAX 0126-53-4373

E-mail nosei@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町地域おこし協力隊 Facebook⇒

